

厚生労働省発医政 0127 第1号
令和8年1月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和8年度「看護の日」及び「看護週間」の実施について

21世紀の少子・高齢化社会を支えるためには、国民一人ひとりが人に対する世話や看護について、十分に認識を深める必要があることから、令和8年度の「看護の日」は令和8年5月12日（火）、「看護週間」は令和8年5月10日（日）から16日（土）を実施時期として、引き続き別紙実施要領に基づき、普及啓発のための事業を推進することとしたので、その実施方よろしく願います。

なお、貴管下の市区町村及び関係機関に対しても周知の上、協力方よろしくお取り計らい願いたい。